

徳島県福祉サービス評価機関認証要綱 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
第 1 条～第 2 条 （略） （評価に係る留意事項） 第 3 条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。 2 評価の方法は、<u>これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査により行うこと。</u> <u>この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。</u> 3 利用者等に対する調査を実施すること。 4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。 5 評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。 6 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク（WAMNET）」を活用し、公表すること。 第 4 条～第 1 4 条 （略） 様式第 1 号～第 6 号 （略）	第 1 条～第 2 条 （略） （評価に係る留意事項） 第 3 条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。 2 評価の方法は、書面調査及び訪問調査により行うこと。 3 利用者等に対する調査を実施すること。 4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。 5 評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。 6 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク（WAMNET）」を活用し、公表すること。 第 4 条～第 1 4 条 （略） 様式第 1 号～第 6 号 （略）

（参考）徳島県福祉サービス評価機関認証実施要領

第 6 条（書面調査及び訪問調査） 要綱第 3 条第 2 項に規定する「書面調査」とは、評価対象事業者が行う評価基準等に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準の項目ごとに組織運営やサービスの実施概況を把握すること等をいう。

2 要綱第 3 条第 2 項に規定する「訪問調査」とは、書面調査及び次条に規定する利用者等に対する調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握・検証すること等をいう。